

国 際 馬 術 連 盟

馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程

第1版改訂版

2006年6月1日施行

総会において承認された改正を2007年6月1日に発効
理事会において承認された改正を2008年4月10日に発効



社団法人 日本馬術連盟

目 次

序 文	1
はじめに	1
E A D M C 規程の基本理念.....	1
F E I 薬物規制の理念.....	2
適用範囲	2
第 1 条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程違反の定義.....	3
第 2 条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程違反.....	3
第 3 条 ドーピングまたは薬物規制違反の証拠.....	4
第 4 条 馬の禁止リスト.....	5
第 5 条 ドーピング検査.....	6
第 6 条 検体の分析.....	6
第 7 条 結果管理.....	7
第 8 条 公正な聴聞会を受ける権利.....	9
第 9 条 個人成績の自動的失効.....	10
第 10 条 個人に対する制裁措置.....	10
第 11 条 チームに対する処置.....	14
第 12 条 上 訴.....	15
第 13 条 適用、報告、承認.....	16
第 14 条 時 効.....	17
第 15 条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程の改訂と解釈.....	17
付則 1 定 義.....	18

序 文

はじめに

2005年4月6～10日、ロンドンで行われた会議にてF E I 最高議決機関（理事会と総会）はアンチ・ドーピングと薬物適用方針に係わるF E I 作業部会の勧告を受諾した。これらの馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程（以下、「E A D M C 規程」あるいは「規程」）は、F E I 最高議決機関の事業に合致する形で採用されて実践され、2004年に世界アンチ・ドーピング規程と併せて採択された選手に対するF E I アンチ・ドーピング規程と同じく、馬術競技からドーピングを排斥しようとのF E I のたゆまぬ努力を支援するものである。

「馬アンチ・ドーピング規程」とは、競技会規程と同様に、競技が行われる際の条件を規制する競技規程である。その目的は禁止物質を馬体に投与あるいは塗布することにより、馬の能力を高め、あるいは内在する健康上の問題を隠蔽する試みを阻止することにある。「馬の薬物規制規程」とは、競技馬の健康とウェルフェアを守るために適正な治療を行う場合において、結果的に馬の能力を高め、あるいは内在する健康上の問題を隠蔽する可能性のある薬物の使用違反を防ぐ目的がある。選手等は参加条件として、これらの規程を受け入れなければならない。E A D M C 規程は、刑事訴訟あるいは雇用問題に係わる要請や法的根拠に干渉されるものでも、またそれらに影響を受けるものではない。E A D M C 規程に定める方針と最低基準は、公正な競技と馬のウェルフェアに利害を有する幅広い関係者の合意事項であり、すべての判定機構が尊重すべきものである。

E A D M C 規程の基本理念

アンチ・ドーピング制度はスポーツが有する本質的な価値を守ることにある。この本質的な価値は時に「スポーツ精神」と呼ばれ、真義に基づく競い合いを求めるオリンピック精神の真髄である。スポーツ精神は人間の精神、身体、心の向上に研鑽することであり、以下の価値で表現される。

- 倫理、フェアプレイ、誠実
- 健康
- パフォーマンスの卓越性
- 品性と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 専心と参加意欲
- 規程と法規の尊重
- 自己と他の参加者の尊重
- 勇気
- コミュニティーと団結

ドーピングは基本的にスポーツ精神に反する行為である。

FEI 薬物規制の理念

いかなる治療も馬の健康とウェルフェアを最重視して施されなければならない。
従って

- いかなる治療も治療を受ける馬の病状に対して適切でなければならない。
- 傷害や疾病により競技に出場できない馬には適正な獣医学的治療を施さなければならない。馬の管理責任者は、専属の診療獣医師かチーム獣医師から治療と必要な治療期間の指示を受けなければならない。
- 薬物治療を許可する正当なFEIガイドラインに従う場合を除き、競技会の期間中およびこの期間に近い時点ではいかなる物質も馬に投与すべきではない。
- 競技会の期間中およびこの期間に近い時点で施したすべての治療については、完全かつ正確な記録を残しておかなければならない。

適用範囲

本EADMC規程は2006年6月1日付けで施行する。これは規約、一般規程、獣医規程と併せて適用すべきものである。

本EADMC規程はFEI、およびその会員資格や認証を受けてFEI活動に参加する者、あるいはFEIの活動や競技会に関与する者に適用される。

FEI競技会へ参加する場合、選手はFEIに登録、あるいはFEIに加盟する国の馬術連盟に登録された会員でなければならない。

各国の馬術連盟は、その管轄下で、登録している国際クラスの選手が、世界アンチ・ドーピング規程の原則を盛り込んだ本EADMC規程を含むFEI規約や諸規程を承認し、これに従うことを保証しなければならない。

各国の馬術連盟は、FEI競技会におけるすべての検査を本EADMC規程に準拠して実施することに同意しなければならない。

本EADMC規程はFEI競技会におけるすべてのドーピング規制と薬物規制に適用されるものとする。

第1条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程違反の定義

アンチ・ドーピング違反とは、本規程の第2条1から第2条6に定めるアンチ・ドーピング規程違反が1回もしくはそれ以上発生することである。

薬物規制違反とは、本規程の第2条1から第2条6に定める薬物規制規程違反が1回もしくはそれ以上発生することである。

第2条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程違反

馬の禁止リストには3クラスの禁止物質が含まれる。

- ドーピング用物質
- 治療用薬物クラスA
- 治療用薬物クラスB

以下の事例において、ドーピング用物質あるいは禁止方法に係わっている場合はアンチ・ドーピング違反となり、治療用薬物クラスAあるいは治療用薬物クラスBの禁止物質に係わっている場合は薬物規制規程違反となる。

2. 1 馬から採取した検体における禁止物質やその代謝物、マーカ存在

2. 1. 1 競技会の期間中に管理馬の体内にいかなる禁止物質も存在させないことが馬の管理責任者の個々の責務である。馬の管理責任者は各管理馬から採取された検体中から検出された禁止物質について責任を有する。従って、第2条1に定めるアンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反は、管理責任者側の意志、過失、不注意、あるいは故意の使用に係わらず、確定する。

2. 1. 2 許容基準値が馬の禁止リストに特定されている物質を除き、量の多少に係わらず、馬の検体中に禁止物質が検出されれば規程違反となる。

2. 1. 3 第2条1に示された一般原則の例外として、馬の禁止リストでは、体内で生じた可能性のある禁止物質や環境から取り込まれた可能性のある禁止物質、あるいは汚染の結果として混入した禁止物質の評価について、特定の許容基準値あるいは酌量すべき事情などを含めて特別な基準を設けることができる。このような特別基準あるいは状況が適用された場合は、馬から採取された検体中から検出された禁止物質が自動的に規程違反となることはない。許容基準値が定められた特定の禁止物質については、適用されている基準値を超える濃度で検出された場合に規程違反となる。

2. 2 禁止物質あるいは禁止方法の使用

禁止物質あるいは禁止方法の使用による結果の成否に係わらず、禁止物質あるいは禁止方法を使用すれば規程違反となる

2. 3 不可抗力を除く受検通告後の故意または過失による検体採取の不履行。または検体採取の回避

2. 4 ドーピング規制あるいは薬物規制の執行段階において、たとえいかなる部分であっても不正な操作や改ざんの実行、あるいはそれらを試みる事

2. 5 いかなる禁止物質あるいは禁止方法であれ、これに係わる不正取引

2. 6 禁止物質の馬への投与あるいは禁止方法の使用、もしくは規程違反に係わる支援、助長、補佐、扇動、隠蔽、もしくは何らかの陰謀

第3条 ドーピングまたは薬物規制違反の証拠

3. 1 挙証責任と証拠基準

F E I はアンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反が発生したことを立証する責任を有する。証拠基準とは、F E I が当該疑惑の重大性を認識しつつ、聴聞機関を十分に納得させる規程違反の立証の信頼度である。すべての事例においてこの証拠基準は、違反行為についての単なる憶測では不十分であるが、その嫌疑を合理的に説明できるものであればよい。本規程では、アンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反に問われている馬の管理責任者が疑惑に反論するときは、自ら特定の事実または状況証拠を提示する挙証責任を負うものとし、その信頼度こそが証拠基準となる。

(日馬連注：F E I 聴聞機関は、F E I 裁定委員会に該当)

3. 2 事実と推定の立証方法

規程違反に関する事実は、自認を含む確かな方法で立証するべきである。ドーピング事例では以下の証拠原則が適用される。

3. 2. 1 F E I 指定検査所では、F E I 基準に則って検体分析が行われ、管理が遂行されていることが前提である。馬の管理責任者は、検査所の分析作業や管理に、F E I 基準からの逸脱があったと立証することにより、反論することができる。

馬の管理責任者が検査所の分析作業や管理がF E I 基準から逸脱していることを示して反論した場合、F E I はその分析作業や管理の逸脱が、違反が疑われる分析結果の原因となったのではないことを立証する責任を負う。

3. 2. 2 F E I 獣医規程のドーピング検査手順からの逸脱が、違反が疑われる分析結果や他のアンチ・ドーピング違反、薬物規制違反の原因となっていない場合は、検査の結果は無効とはならない。馬の管理責任者が検査期間中にF E I 獣医規程のドーピング検査手順からの逸脱が生じたことを立証した場合、F E I あるいは当該馬の管理責任者が所属する国の馬術連盟は、違反が疑われる分析結果または規程違反の根拠となった事実が、その逸脱に起因していないことを立証する責任を負う。

第4条 馬の禁止リスト

4. 1 馬の禁止リストの編入

F E I が公布し、また適宜改訂する馬の禁止リストは本規程に掲載する。F E I は現行の馬の禁止リストを、その所属会員と構成団体が利用できるような方法で公表する。この目的に沿ってF E I ウェブサイトへも馬の禁止リストを掲載する。

4. 2 馬の禁止リストで特定される禁止物質と禁止方法の見直しと公表

馬の禁止リストは適宜改訂され、F E I ウェブサイトに掲載公表し、F E I が通達した日付にて発効するものとする。いかなる場合も公表から30日以上を経て発効するものとする。

4. 3 馬の禁止リストに物質と方法を含める基準

馬の禁止リストに掲載される禁止物質と禁止方法のF E I による決定は最終的なものであり、馬の管理責任者からの申し立てによって干渉されるものではない。

4. 4 治療目的の使用

4. 4. 1 競技会の期間中あるいはその前に禁止物質あるいは禁止方法の使用を必要とする旨の診断書を得ている馬は、指定の獣医療関連申請書式を使用し、F E I 獣医規程に準じた「馬の治療目的使用の適用措置 (E T U E)」をもって競技の継続許可または競技参加の許可を受けなければならない。

第5条 ドーピング検査

5. 1 検査権限

F E I 競技会へ参加するすべての馬は、F E I あるいはその指定代理人、代理業者によるドーピング検査の対象となる。

5. 2 F E I ドーピング検査の責任

F E I 獣医部門は、F E I が行うすべてのドーピング検査を監督する責任を負う。ドーピング検査は、F E I の指定競技会ではF E I 獣医委員会の委員が行い、またその他の競技会ではF E I 事務総長またはその指定人が書面にて認定した他の有資格者によって行われる。

5. 3 ドーピング検査基準

F E I あるいはその代行者によって行なわれるドーピング検査は、検査を行う時点で施行されているF E I 獣医規程のドーピング検査手順に実質的に合致していなければならない。この手順から逸脱したことが、違反が疑われる分析結果の有効性を損なう場合には、その検査自体が無効となる。

5. 4 検査を行う馬匹の選考

5. 4. 1 F E I は検査を行う頭数を選考決定する。

5. 4. 2 上記第5条4の1に定める選考手順に加え、国際競技会では獣医委員会が競技場審判団の協力を得て、ターゲット検査を実施することができる。ただし、ターゲット検査が合法的なドーピング規制あるいは薬物規制以外のいかなる目的でも使われないことを条件とする。

第6条 検体の分析

本規程に準じて採取された検体はF E I に所有権がある。これらの検体は以下の原則に従って分析が行われるものとする。

6. 1 指定検査所の利用

F E I は、F E I の検査所基準に則った検査所に限定して検体を送付し、分析を依頼する。検体分析に利用する検査所はF E I が選定した検査所に限られる。

6. 2 検出の対象となる物質

検体は、馬の禁止リストに特定された禁止物質と禁止方法を検出する目的で分析される。F E I はまた、調査研究と監視目的で他の物質の検出を求めることもできる。

6. 3 検体の調査研究

馬の禁止リストに記載された物質（あるいは物質の分類クラス）または禁止方法の検出、もしくは監視プログラムに基づいてF E I が適宜公表する目的以外に、馬の管理責任者から書面にて同意を得ることなく、検体を使用することはできない。検体は第14条に示す時効を待たずに廃棄することができる。

6. 4 検体分析と報告の基準

検査所は、F E I の検査所基準に則って検体を分析すると共に、その結果を報告する。

第7条 結果管理

7. 1 F E I による検査結果の管理

検査結果の管理は、以下の通りを行う。

7. 1. 1 すべての分析から得られた結果は、検査所の公認代表者が署名した報告書にて直接F E I へ送付されなければならない。すべての連絡は分析結果の機密を保持する方法で行われなければならない。

7. 1. 2 A 検体における違反が疑われる分析結果を受けて、F E I 調査機関は再調査を行い、(a) 規定に基づく「馬の治療目的使用の適用措置 (E T U E)」の事前付与、あるいは (b) 違反が疑われる分析結果の正当性を損なうようなF E I 獣医規程に定める検査手順またはF E I 検査所基準からの明らかな逸脱事実の有無などを確認する。

(日馬連注：本項のF E I 調査機関とは、F E I の司法部門と獣医部門により構成)

7. 1. 3 第7条1の2に基づいて再調査を行った結果、E T U E の事前付与がなく、あるいは違反が疑われる分析結果の正当性を損なうようなF E I 獣医規程に定める検査手順またはF E I の検査所基準からの逸脱事実も認められない場合、F E I は馬の管理責任者に対して速やかに以下の通知を行うものとする。

- (a) 違反が疑われる分析結果
- (b) その違反が問われた該当規定

- (c) 当該馬の管理責任者には、B検体の分析を要求する権利があること、もしくはこれを要求しない場合にはB検体の分析を放棄したとみなされる可能性があること
- (d) B検体の分析を要求した場合には、馬の管理責任者やその代理人がB検体の確認と開封に立ち会う権利があること
- (e) 当該馬の管理責任者には、A検体とB検体の分析報告書の複写を請求する権利があること
- (f) 当該馬の管理責任者が、違反行為を認めて、その処分を受け入れ、上記の諸々の権利を放棄する選択肢があること

7. 1. 4 F E I は、馬の管理責任者の要請を受けてから、14日以内に、検査所が提示する最も早い期日でB検体の検査を行うよう手配する。馬の管理責任者は、B検体分析の権利を放棄してA検体の分析結果を受け入れることができる。F E I は、その場合でもB検体分析を実施する選択ができる。

7. 1. 5 馬の管理責任者やその代理人は、B検体の確認と開封に立ち会うことが認められる。馬の管理責任者が所属する国の馬術連盟の代理人とF E I 代理人もまた立ち会うことが認められる。

7. 1. 6 B検体の分析結果が陰性であった場合は、これに係わる検査全体が陰性結果であったとみなされる。F E I は非公開で検査結果の通知を受け、これを当該馬の管理責任者が所属する国の馬術連盟に通知し、当該馬術連盟を通して当該馬の管理責任者に通知する。

7. 1. 7 禁止物質あるいは禁止方法の使用が確認された場合、F E I は非公開で検査結果の通知を受け、これを当該馬の管理責任者の所属国の馬術連盟に通知し、当該馬術連盟を通して当該馬の管理責任者に通知する。

7. 1. 8 F E I 調査機関は必要に応じて追跡調査を行う場合がある。この追跡調査を完了した段階で何らかの結果が出た場合、F E I は速やかにこの追跡調査結果に加え、規程違反の追求の継続または中止について、当該馬の管理責任者へ通知する。

7. 1. 9 違反が疑われる分析結果を伴わなくても、明らかな規程違反については、F E I が必要な追跡調査を行い、その後速やかにその違反行為に該当する規則と、その根拠を当該馬の管理責任者に通知する。

7. 2 暫定的資格停止

F E I は、(i) A 検体もしくは A 検体と B 検体双方からの違反が疑われる分析結果と、(ii) 第 7 条 1 の 2 に記載の再調査、(iii) 第 7 条 1 の 3 に記載の通知を経て、公式な聴聞会を行う機会を与える前に、当該馬の管理責任者や当該馬の競技参加資格を暫定的に停止することができる。F E I の裁量に基づき暫定的資格停止処分が課された場合は、当該馬の管理責任者が蒙る多大な損害を軽減するために、第 8 条に則った公的聴聞会を繰り上げて行うか、あるいは暫定的資格停止処分が課される前後に時宜を得て、当該馬の管理責任者に暫定聴聞会を受ける機会が与えられる。

(日馬連注：この暫定処置の命令は、司法部門と獣医部門によって構成された調査機関の指示に基づき、F E I 事務総長が発令)

第 8 条 公正な聴聞会を受ける権利

8. 1 F E I による検査や国際競技会での検査に係わる聴聞会

8. 1. 1 馬の管理責任者が聴聞会を受ける権利を放棄して処分を受けることに合意した場合を除き、F E I 聴聞機関は本規程違反の事例すべてについて裁定をくだすものとする。

8. 1. 2 第 7 条の結果管理の手順に従い、本規程への違反が明らかとなった場合は、馬の管理責任者が聴聞会を受ける権利を放棄して処分を受けることに合意しない限り、その事例は F E I 聴聞機関の聴聞へ委託されて裁定を受けるものとする。

8. 1. 3 F E I は、F E I 聴聞機関の中から聴聞委員（議長を含めても可）を任命して各事例の審理を行う。聴聞会は F E I 単独の判断により 3 名ないしそれ以上の委員で構成することとする。任命を受けた聴聞会の委員は、本規程に違反した疑いのある馬の管理責任者や当該馬とは一切の係わりがない者でなければならない。

8. 1. 4 本条項に基づく聴聞会は、第 7 条の結果管理の手順が完了し、当事者からすべての関連証拠の提出と申し開きが行われた後に、迅速に解散することとする。馬の管理責任者は、関連する証拠の提出と申し開き、また聴聞会を要請した場合には、これに出席または代理人を立てる際に遅滞なく協力することとする。

8. 1. 5 本規程に違反した疑いのある馬の管理責任者が所属する国の馬術連盟は、聴聞会が開かれる場合には、傍聴人としてこれに出席できる。

8. 1. 6 馬の管理責任者は規程違反を自認して、第 9 条と第 10 条に則って F E I が下した措置を自発的に受け入れることができる。

8. 1. 7 F E I 聴聞機関による裁定は、第 1 2 条に定める通りスポーツ仲裁裁判所へ上訴できる。

8. 2 公正な聴聞会の原則

第 8 条 1 に基づく聴聞会と裁定は、すべて以下の原則を尊重するものとする。

- 聴聞機関は公正かつ公平であること
- 馬の管理責任者は費用の自己負担により弁護人を立てる権利を有すること
- 馬の管理責任者は、提起された規程違反について適切な時期に公正な形で通知を受ける権利を有すること
- 馬の管理責任者は、提起された規程違反とその結果として生じる処分に対して反論する権利を有すること
- 証人を召喚して尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利を有すること（電話や書面による証言を受理するか否かは聴聞機関の判断に任される）
- 聴聞会は、当事者からの適期かつ完全な文書提出に基づき、適正な時期に開催されること
- 馬の管理責任者は、聴聞会において通訳を利用する権利（通訳者の指定は聴聞機関が行う）とその費用を自己負担する義務があること
- 適切な時期に下された合理的な裁定を書面で通知しなければならないこと

第 9 条 個人成績の自動的失効

指定競技会における検査での規程違反があったときは、その競技会において当該管理責任者と当該馬の組み合わせで獲得したメダル、ポイントおよび褒賞の没収を含めて、すべての成績が自動的に失効する。

第 1 0 条 個人に対する制裁措置

1 0. 1 ドーピング用物質と禁止方法の違反に対する資格剥奪措置と罰金

治療用薬物クラスAあるいは治療用薬物クラスBに指定される禁止物質を除き、第2条1（禁止物質の存在）、第2条2（禁止物質あるいは禁止方法の使用）の違反に対して課される資格剥奪期間は以下の通りとする。

1回目の違反：2年以下の資格剥奪

2回目の違反（第10条6の1に基づく1回目の違反通告から5年以内のアンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反）：4年以下の資格剥奪

アンチ・ドーピング違反では、いかなる場合も15,000スイスフラン以下の罰金も課されるものとする。

ただし、各事例において、当該馬の管理責任者は資格剥奪の期間または罰金が課される前に、第10条5に定める通り、この制裁措置の免除あるいは軽減の根拠を立証する機会を与えられるものとする。

10.2 治療用薬物クラスAの禁止物質に対する資格剥奪措置と罰金

ドーピング用物質あるいは治療用薬物クラスBに指定される禁止物質を除き、第2条1（禁止物質の存在）、あるいは第2条2（禁止物質あるいは禁止方法の使用）の違反に対して課される資格剥奪期間は以下の通りとする。

1回目の違反：1年以下の資格剥奪

2回目の違反（第10条6の1に基づく1回目の違反通告から5年以内のアンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反）：4年以下の資格剥奪

薬物規制違反では、いかなる場合も15,000スイスフラン以下の罰金が課される場合がある。

ただし、各事例において、当該馬の管理責任者は資格剥奪の期間もしくは罰金が課される前に、第10条5に定める通り、この制裁措置の免除あるいは軽減の根拠を立証する機会を与えられるものとする。

10.3 治療用薬物クラスBの禁止物質に対する措置

馬の禁止リストでは治療用薬物クラスBに分類される禁止物質を指定している。これは医薬品として広く市販されているために意図せずとも薬物規制違反を犯しやすい物質、あるいはドーピング用物質もしくは隠蔽用物質として悪用しようとしても成功することが稀な物質である。馬から採取した検体から治療用薬物クラスBに指定される禁止物質が検出された場合は違反が疑われる分析結果となり、このような物質の使用は競技能力を強化するために意図的に行われたのではないとみなされ、以下の措置が適用される。

1回目の違反：警告と懲戒処分。上限は警告と懲戒処分に加え、15,000スイスフラン以下の罰金

2回目の違反：（第10条6の1に基づく1回目の違反通告から5年以内のアンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反）：1年以下の資格剥奪

ただし、各事例において、当該馬の管理責任者は、資格剥奪の期間もしくは罰金が課される前に、第10条5に定める通り、この制裁措置（2回目あるいは度重なる違反の場合）の免除あるいは軽減の根拠を立証する機会が与えられる。治療用薬物クラスBに指定されている禁止物質の使用が競技能力を強化するために意図的に行われたのではないとする主張に対して、FEIが反論した場合、聴聞機関の判断によって第10条1あるいは第10条2の措置が適用されることがある。

10.4 他の規程違反に対する資格剥奪

他の本規程違反に関する資格剥奪期間は以下の通りとする。

10.4.1 第2条3（検体採取の拒否または検体採取の回避）、もしくは第2条4（ドーピング規制または薬物規制の執行段階における不正操作や改ざん）に違反した場合は、第10条1に定める制裁措置を適用する。

10.4.2 第2条5（不法取引）もしくは第2条6（禁止物質の投与、あるいは禁止方法の使用）に違反した場合、禁止物質と禁止方法については第10条1に定める制裁措置を適用し、治療用薬物クラスAと治療用薬物クラスBに指定された禁止物質については第10条2に定める制裁措置を適用する。更に、本規程違反がスポーツ以外の法令にも違反する場合は、管轄の行政機関、専門機関あるいは司法機関に報告される場合がある。

10.5 例外的状況に基づく資格剥奪期間の取り消しあるいは軽減

10.5.1 第2条1（禁止物質の存在）に対する違反、あるいは第2条2の禁止物質または禁止方法の使用に係わる違反事例において、当該馬の管理責任者が当該事例に関して過失または不注意がなかったことを立証した場合は、適用が検討された資格剥奪措置や他の制裁措置が取り消される。第2条1（禁止物質の存在）に違反して馬体から採取した検体に禁止物質が検出された場合、当該馬の管理責任者が資格剥奪措置と他の制裁措置の取り消しを受けるには、当該禁止物質が馬体に取り込まれた経緯を立証しなければならない。本条項に基づき適用が検討された資格剥奪措置と他の制裁措置が取り消しとなった場合、当該事例は、第10条1、第10条2、第10条3、第10条6に定める複数回の違反に対する資格剥奪期間を決定する際の累積算定の対象にはならない。

10.5.2 この第10条5の2は、第2条1（禁止物質の存在）、第2条2の禁止物質あるいは禁止方法の使用、第2条3の検体採取への不出頭、第2条4の不正行為や改ざん、第2条5の不正取引、あるいは第2条6の禁止物質の投与もしくは禁止方法の使用に係わる規程違反のみに適用される。これらの違反事例において、馬の管理責任者が、著しい過失や著しい不注意の結果ではないことを立証した場合は、資格剥奪措置あるいは他の制裁措置が軽減されることもある。第2条1（禁止物質の存在）に違反して馬体から採取した検体に禁止物質が検出された場合、当該馬の管理責任者が資格剥奪措置と他の制裁措置の軽減を受けるには、当該禁止物質が馬体に取り込まれた経緯を立証しなければならない。

10.5.3 違反の嫌疑を掛けられている馬の管理責任者がF E Iに対して、第2条5（不正取引）あるいは第2条6（馬への投与）に関する他の馬の管理責任者の違反行為の摘発に繋がる実質的な協力を提供した場合は、F E Iは当該馬の管理責任者の資格剥奪措置と他の制裁措置を軽減することができる。

10.6 潜在的な複数の違反に関する規則

10.6.1 第10条1、第10条2、第10条3に基づく2回目のアンチ・ドーピング違反への制裁措置の適用は、当該馬の管理責任者が初回の規程違反の通知を受け取った後、あるいはF E I（もしくは当該国の馬術連盟）が相応な努力を払って通知を試みた後に、当該馬の管理責任者が2回目の違反を犯したことをF E Iが立証できる場合に限られる。F E Iがこれを実証できない場合、複数の違反があっても、それは初回に含まれる単一の違反であるとみなされ、それらの複数の違反行為のうち、重度の制裁措置に該当する違反事例を対象として制裁を課すものとする。

10.6.2 同一のドーピング規制や薬物規制の検査において、馬の管理責任者が第10条3に記載の治療用薬物クラスBに指定された禁止物質または第10条2に記載の治療用薬物クラスAに指定された禁止物質に関する規程違反に加えて、さらに他の禁止物質や禁止方法に係わる規程違反を同時に犯したことが判明した場合、当該馬の管理責任者に課される制裁措置の量刑は、最も重大な制裁措置が課される禁止物質あるいは禁止方法を判断基準として決定する。

10.7 検体採取後の競技成績の失効

公平性に鑑み、陽性の分析結果となった競技会での成績が第9条（個人成績の自動的失効）に基づき失効することに加えて、その陽性の分析結果となった検体が採取された日、もしくは他の規程違反の発生した日から暫定的資格停止または資格剥奪の発効期日までに獲得した他の競技会でのメダルやポイント、褒賞の没収を含めて、競技成績のすべてが失効となる。

10.8 資格剥奪期間の発効

資格剥奪期間は、聴聞機関が別段の決定を行わない限り、聴聞会の結審日から開始となる。暫定的資格停止（強制執行と自粛対応の別を問わない）期間は、資格剥奪期間に合計算入するものとする。

10.9 資格剥奪期間中の処遇

資格剥奪処分を受けた馬の管理責任者は、当該処分の期間中、FEIあるいは所属国の馬術連盟が公認もしくは主催する競技会または活動（公認のアンチ・ドーピング教育プログラムを除く）には、いかなる立場でも参加することはできない。さらにアンチ・ドーピング違反については、当該馬の管理責任者が受領していたスポーツ関連の財政支援や他のスポーツ関連給付のすべて、もしくは一部についてFEIと所属国の馬術連盟が保留するものとする。

第11条 チームに対する処置

11.1 チーム・ランキングが個人成績の合計に基づいて決定される競技会において、チーム・メンバーの本規程違反が判明した場合、違反を犯した馬の管理責任者の成績がチーム成績から減じられ、次点のチーム・メンバーの成績が繰り上げ算入となる。このとき、チーム成績として算定する馬の管理責任者の人数が必要数を下回ることになった場合、当該チームはランキングの対象から外される。

第12条 上 訴

12.1 上訴の対象となる裁定

本規程に基づいて下された裁定は、第12条2と第12条3に定める通り、上訴することができる。上訴機関が別段の命令を下した場合を除き、当該裁定は上訴期間中も引き続き効力を有するものとする。

12.2 アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程違反、その結果としての措置、および暫定的資格停止に関する裁定の上訴

(a) 規程違反があったとの裁定、(b) 規程違反に対して措置を課すとの裁定、(c) 規程違反がなかったとの裁定、(d) FEIあるいは当該国の馬術連盟には、規程違反の容疑あるいはその措置に係わる裁定を下す管轄権がないとの裁定、また(e) 第7条2の違反により暫定的資格停止処分を課すとの裁定は、本第12条2の定めに関連した場合に限り上訴することができる。他の条項の定めに係わらず、暫定的資格停止処分については、当該処分が課された馬の管理責任者に限り上訴することができる。

12.2.1 国際競技会において発生した事例では、スポーツ仲裁裁判所(以下、「CAS」)が定める条項に基づき、同裁判所へのみ上訴ができる。当該条項の定めに基づき、FEI聴聞機関による聴聞会の審問に提出されなかった証拠は、上訴において、その採用は認められない。

12.2.2 第12条2の1に該当する事例では、以下の関係者がCASへの上訴権を有するものとする。(a)上訴の対象となる裁定が下された馬の管理責任者、(b) 裁定が下された事例における馬の管理責任者以外の当事者や団体、(c) FEI、(d) 当該馬の管理責任者の所属国の馬術連盟、および(e) オリンピック大会またはパラリンピック大会への参加資格に影響を与える裁定を含め、裁定がオリンピック大会またはパラリンピック大会自体に影響を与える場合には、国際オリンピック委員会と国際パラリンピック委員会。

12.3 上訴の申し立て期間

CASへの上訴申し立て期間は、上訴を行う当事者宛に裁定通知が発送された日から30日間とする。ただし、上訴権はあるものの、上訴の対象となった裁定に至る審理に係わっていない者や団体が申し立てた上訴については、以下を適用する。

a) 裁定の通知から10日以内に、それらの者や団体等は、その裁定を発令した機関が拠り所とした書類のコピーを当該機関に要請する権利がある。

b) この要請が10日以内に行われた場合、要請した当事者や団体は、当該書類を受領してから30日以内にCASへ上訴することができる。

(日馬連注：これら第12条の各種日限は、現実的にはそれがFEIウェブサイト
に公表された時点を起点とする)

第13条 適用、報告、承認

13.1 FEI馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程の適用

各国の馬術連盟は、本規程の一般原則を遵守するものとする。馬に関するアンチ・ドーピングと薬物規制を管理統括する規程が他にない場合は、各国の馬術連盟は本規程を直接適用、または参照するものとする。このとき、各国の馬術連盟は、本規程を効果的に実践するのに必要な手順や条項を各々の国内規程に盛り込むべきである。

13.2 統計数値の報告

毎年末に、各国の馬術連盟は管轄内で行なわれたドーピング規制と薬物規制のすべての結果を集積し、個人名を伏せてFEIへ報告するものとする。FEIは各国の馬術連盟から受領した検査結果の集積データ、およびこれに類するFEI管轄下で行われた検査結果の集積データを定期的に公表することがある。

13.3 一般への情報公開

第7条1の2と第7条1の3に定めたFEI側の再調査と通知が完了するまで、もしくは馬の管理責任者の暫定的資格停止処分が発効するまで、FEIまたは当該国の馬術連盟は、違反が疑われる分析結果が検出された馬またはその管理責任者、もしくは他の本規程違反の嫌疑がかけられた馬またはその管理責任者を公表しないものとする。本規程違反が確定した場合には、速やかに公表するものとする。当該馬の管理責任者やその所属国の馬術連盟が、FEIの情報公開前に、規程違反もしくは規程違反の嫌疑に係わる情報を公表する場合、その情報に対してFEIはコメントを付すことができる。

(日馬連注：英文の表記13.4は13.3の誤り)

13.4 FEIと各国馬術連盟による裁定の承認

本規程違反に係わるFEIの裁定は、国内競技会も含めて各国の馬術連盟がこれを承認し、実施するものとし、各国の馬術連盟は、この裁定が有効に施行されるようあらゆる必要な対応をとるものとする。

(日馬連注：英文の表記13.5は13.4の誤り)

第14条 時 効

違反の発生から3年以内に何らかの手続きがとられない限り、本規程に基づく規則違反を理由に、馬の管理責任者に対するいかなる措置もとることはできない。

第15条 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程の改訂と解釈

15.1 本規程は、FEI規約と一般規程に準じ、FEIにより適宜改訂されることがある。

15.2 第15条5に定める場合を除き、本規程は独立した規範として扱われるべきであり、既存の他の法規や規約に干渉されるものではない。

15.3 本規程の各条項の見出しは便宜上のものであって、本規程が定める実質的な規則の一部とはみなされず、また当該見出しが、その条文に影響を与えるものでもない。

15.4 「序文」と「付則I一定義」は本規程に不可欠な部分である。

15.5 本規程はFEI規約と一般規程に準じて採用され、これが適用される場合はFEI規約と一般規程の条項、および獣医規程に限らず他のFEI諸規程との整合性を勘案しながら解釈されるべきである。一般規程と異なる場合には一般規程を適用し、獣医規程と異なる場合には本規程を適用する。

15.6 馬の管理責任者への通知は、当該国の馬術連盟への通達に代えることがある。

15.7 現行ルールにおける期限は、FEIからの通知を受け取った翌日から始まる。公休日および非業務日も期限に含まれる。現行ルールでは、通達を受けた馬管理責任者や団体からの答申は、期限最終日の深夜12時前に発送されたものであれば有効であるとみなす。期限最終日が通達を出す国の公休日あるいは非業務日にあたる場合、当該休業日の翌日末を期限とする。

15.8 本規程は、本規程が発効する以前に保留となっていた事例に遡っては適用しない。本規程は、2006年6月1日付けで、すべての競技会に適用することとする。

付則 1 – 定義

違反が疑われる分析結果

検体中に、一種類あるいはそれ以上の禁止物質の存在（内因性物質の量的増加を含む）、あるいは禁止方法の使用の証拠が確認されたとの検査所または他の認定検査機関からの報告

企ての実行あるいはその意図

馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程に違反する意図的行為に、実質的に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって摘発される前にその企てを放棄した場合は、その企ての意図のみを根拠に馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程への違反があったとはみなされない。

競技

F E I 一般規程に定める競技種目

失格

馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程への違反に対する措置であり、これによって特定の競技または競技会における当該馬の管理責任者が得たメダルとポイント、褒章の没収を含めて、それら競技会でのすべての成績が無効となる。

ドーピング規制

禁止物質を馬体に投与あるいは塗布することにより馬の能力を高める（あるいは内在する健康上の問題を隠蔽する）試みを阻止することを目的とし、検査実施計画の立案、検体の採取と取り扱い、検査所における分析、結果管理、聴聞会および上訴を包括する制度

馬の禁止リスト

F E I 事務総長の指示により適宜公表される禁止物質と禁止方法を特定するリスト

馬の治療目的使用の適用措置（E T U E）

F E I 獣医規程に記載されている通り、合法的な治療目的で馬に禁止物質を投与し、あるいは禁止方法を使用した場合に、特定の獣医療関連申請書式を使用して得た競技出場許可

競技会

F E I 一般規程で定義されている競技会

F E I

規約、一般規程、他の諸規程に定める代表者、あるいは事務総長によって統括運営されて活動する国際馬術連盟

F E I の検査所基準

分析、分析中の管理手順、報告書について適用されるものであり、適宜本規程を補完するために事務総長が承認し、F E I が採用する基準。検体が分析されている時点で施行されている本基準（代替基準や慣行的な手順は不可）に準拠していれば、基準に基づく手順が適正に遂行されたと結論づけるに十分である。

科料

アンチ・ドーピング違反あるいは薬物規制違反により馬の管理責任者が罰金を課される措置

聴聞機関

F E I 裁定委員会あるいはその委員による組織、もしくはF E I 規約に定めるこの種の機関

馬

F E I 競技種目に出場する馬、ポニーあるいはその他すべての馬属

競技内 (In-competition)

競技内検査とは、競技に出場する日に行われる検査対象競技において、馬の管理責任者が対象として選考され、実施される検査。

(日馬連注：競技馬対象の検査はすべて競技内検査なので、競技者対象の検査のように競技内と競技外を区分する必要は現時点ではない)

資格剥奪

馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程への違反により、馬の管理責任者、馬または選手等が、第10条8の定めにより、指定された期間において、すべての競技や競技会への出場資格を喪失し、あるいはF E I の他の公的な活動や資金調達にも関与参加できない措置。

国際競技会

F E I、国際オリンピック委員会、あるいは国際パラリンピック委員会が主管している競技会、あるいは技術役員を任命している競技会

調査機関

F E I 司法部門長またはその代理人を議長とし、F E I 司法部門とF E I 獣医部門からF E I 事務総長が適宜指名する3名以上で構成する組織

マーカ

禁止物質あるいは禁止方法の使用を示す単一の化合物、化合物グループ、もしくは生物学的な指標物

治療用薬物クラスA

馬の禁止リストに指定された禁止物質クラス

治療用薬物クラスB

馬の禁止リストに指定された禁止物質クラス

薬物規制

馬の健康とウェルフェアを守るための薬物を、馬のパフォーマンスの向上あるいは内在する健康上の問題を隠蔽する目的で使用する薬物規制違反を防止するために、検査実施計画の立案、検体の採取と取り扱い、検査所における分析、結果管理、聴聞会および上訴を包括する制度

代謝物

生体内での生理過程により生成された物質

未成年者

18歳未満の者

国内競技会

国際的レベルまたは国内的レベルの馬の管理責任者が参加する競技会のうち、国際競技会に該当しないものをいう。

(日馬連注：ここで「国内的レベル」とは、おそらく日本馬術連盟が公認または主催する国内競技会のこと)

各国馬術連盟

F E I のメンバーである国単位の機関、あるいはその国における F E I 競技統括機関として F E I が認めたもの

各国のオリンピック委員会

国際オリンピック委員会の承認を受けた団体。各国の競技団体がアンチ・ドーピング分野で各国のオリンピック委員会の職責を実質的に果たしている国の場合、この「各国のオリンピック委員会」には、当該国の競技団体も含まれる。

過失や不注意の不在

馬の管理責任者が禁止物質または禁止方法を馬体表面もしくは馬体内に使用しながら、本人には認識がなく、それが違反となる疑いも抱いておらず、かつ細心の注意をもってしても知り得なかったか、または疑い得なかったことを、当該馬の管理責任者が立証したことをいう。

重度な過失や不注意の不在

事情を総合的に勘案し、「過失や不注意の不在」を判断する場合、馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程への違反として、馬の管理責任者の過失や不注意の度合いが重大なものではないことを当該馬の管理責任者が立証したことをいう。

競技参加者

馬の管理責任者あるいは馬

関係者

個人あるいは組織や団体

馬の管理責任者

現行の F E I 一般規程に定められた、馬に対して責任を有する者

禁止方法

代謝物とマーカールを含め、馬の禁止リストによって指定された方法

禁止物質

代謝物とマーカールを含め、馬の禁止リストによって指定された物質。禁止物質とはドーピング用物質、治療用薬物クラス A、治療用薬物クラス B の物質をいう。

暫定聴聞会

第 7 条 2 の規定を発動するために、第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）に基づく聴聞会に先立って便宜的に開催される略式聴聞会であり、馬の管理責任者に通知を行なって、書面または口頭での陳述聴取の機会を与える。

暫定的資格停止

第 8 条（公正な聴聞会を受ける権利）に基づく聴聞会で最終的な裁定が下される前に、アンチ・ドーピング違反によって当該馬の管理責任者がいかなる競技にも一時的に出場できなくなる措置

一般情報開示あるいは一般報告

第13条に則り、事前通知を受けられる者以外の関係者あるいは一般人に対して情報を提供もしくは公開すること。

規程

F E I 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程

検体

ドーピング規制あるいは薬物規制のために採取された生体物質もしくは他の物質

改ざん

不正な目的や不正な方法で検査に作為的な操作を加え、あるいは不正な影響を与えること。また分析結果を偽るために、あるいは通常の手順を妨害する目的で不正に介入すること。

ターゲット検査

特定の時点で、無作為抽出ではなく、特定の馬もしくは特定の複数の馬を対象として選考し、実施されるドーピング検査

検査

ドーピング規制あるいは薬物規制制度のうち、検査実施計画の立案、検体採取、検体の取り扱い、検査所への検体輸送までの一連の作業過程

不法取引

直接、あるいは単一もしくは複数の第三者を通じて、馬の管理責任者あるいはその管理馬へ禁止物質あるいは禁止方法を販売、供与、投与、輸送、送付、配送あるいは配布すること。ただし、正当かつ合法的な治療目的での禁止物質の販売あるいは提供を除く

使用

いかなる禁止物質あるいは禁止方法であれ、それを適用、摂取、注入、消費すること